

北千葉水道新時代21

—信頼される水道を目指して—

平成14年1月

北千葉広域水道企業団

策定にあたって

北千葉広域水道企業団は、昭和48年の設立とともに創設事業に着手し、昭和54年には第一期施設の完成により給水を開始し、以降降水需要の増加に対応した段階的な施設建設を進めてまいりました。

この結果、昭和57年度には第二期施設が、昭和62年度には第三期施設が完成し、更に平成7年度には最終の第四期施設が完成したことにより計画一日最大給水量534,200m³の施設能力を有するに至り、平成12年度をもって28年間に及ぶ創設事業は終了しました。

この間において、平成6年度からは国が進める「21世紀に向けた水道整備の長期目標」（通称：「ふれっしゅ水道計画」）を踏まえ、「量の確保」「質の充実」「ライフラインの機能強化」の3本の柱を重点施策として掲げ、水源の確保、創設事業による施設整備、水質検査体制の充実、高度浄水処理の調査研究、及び送水管路のループ化事業等を計画的に実施してきたところです。

しかし、21世紀を迎え、企業団は量の確保を主体とした建設の時代から、質の充実に重きを置く管理の時代へと移り変わり、今後の事業経営に当たっては、先々見込まれる大規模な施設更新への適切な対応や、より安全でより安定した供給体制の整備等、更には需要者の多様なニーズにも的確に答えていかなければならないものと考えています。

そこで、新世紀を歩み始めた企業団が、水道用水供給事業体としてどのような水道を目指すかについて、長期的な展望に立脚してこれを明らかにすることが重要と考え、ここに従前からの施策を包含した新たな事業推進のための指針となるべき「北千葉水道新時代21」を策定しました。

今後はこの「北千葉水道新時代21」を基に事業を推進し、将来にわたり信頼される水道を目指してまいりたいと考えています。

平成14年1月

北千葉広域水道企業団

企業長

三浦 尚

目 次

第1章 構想の目的と位置付け	1
1-1 目的	1
1-2 位置付け	1
第2章 北千葉広域水道のあゆみ	2
2-1 発足	2
2-2 事業経過	2
2-3 これまでの施策	3
2-3-1 量の確保（ゆとりある安定した水道）	3
2-3-2 質の充実（信頼できる安全な水）	3
2-3-3 ライフラインの機能強化（強い水道）	3
第3章 北千葉広域水道の現状と課題	4
3-1 水需要の動向	4
3-2 水源	5
3-3 水質	6
3-4 施設	7
3-4-1 施設の老朽化	7
3-4-2 施設能力	7
3-4-3 動力	8
3-4-4 管路	9
3-5 経営の状況	10
第4章 水道用水供給事業を取り巻く社会的潮流	11
4-1 水道水の一層の安全性が求められる時代	11
4-2 危機管理が求められる時代	11
4-3 環境を大切に作る時代	11
4-4 規制緩和、地方分権の進展等に伴い、透明性と自己責任が求められる時代	12
4-5 コスト意識の徹底及び経営の効率化が求められる時代	12
第5章 事業推進の基本理念	13
第6章 基本方針及び内容	14
6-1 基本理念1 清浄な水を供給するために	14
6-1-1 基本方針（1）水の安全性の確保	14
6-1-2 基本方針（2）環境への配慮	16
6-2 基本理念2 安定した給水を行うために	17
6-2-1 基本方針（3）量の確保	17
6-2-2 基本方針（4）ライフライン機能の強化	19
6-3 基本理念3 健全な経営を目指すために	21
6-3-1 基本方針（5）業務改善の推進	21
6-3-2 基本方針（6）情報の公開	23

第 1 章 構想の目的と位置付け

1-1 目的

「北千葉水道新時代 2.1」は、北千葉広域水道企業団が、将来に亘り目指すべき方向を掲げ、長期的展望に立って事業の計画的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

1-2 位置付け

「北千葉水道新時代 2.1」は、今後の計画的な事業運営を実現するための基本方針として策定するものであり、今後概ね四半世紀亘って企業団が策定する中・長期の事業計画の指針とする。

第2章 北千葉広域水道のあゆみ

2-1 発足

東京都に隣接した千葉県東葛地域、習志野市、八千代市並びに県営水道地域は、交通の至便さと良好な生活環境を背景にして急激に都市化が進み水需要は急増したが、本地域の水道水源の確保については、地理的条件が極めて悪く、利根川水系のみに依存せざるを得ない状況にあった。

このため、水道水源の確保は、国の施策として進められている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に求めるざるを得ない状況であったが、これらの地域において個々の水道事業体がそれぞれ河川から取水することは、河川管理上、ほとんど不可能に近く、また、取水・浄水及び送水の諸施設を個々に建設することは、投資効率が悪く多大な負担がかかることから、これを広域的に一元化した施設を建設することが建設維持管理等も含め合理的であると判断された。

そこで、この緊急かつ重大な水需要に対処すべく抜本的対策として広域水道企業団による水道用水供給事業の実施が急務となり、昭和48年3月に1県7市2町（千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、関宿町、沼南町、習志野市及び八千代市）の共同事業として北千葉広域水道企業団が発足した。

2-2 事業経過

昭和48年2月	北千葉広域水道企業団設立許可申請
” 3月	北千葉広域水道企業団規約施行
” 3月	北千葉広域水道企業団水道用水供給事業等の設置に関する条例施行
” 3月	北千葉広域水道用水供給事業経営認可取得
” 7月	創設事業の工事着手
昭和49年12月	北千葉広域水道用水供給事業経営変更認可取得
昭和54年6月	第一期施設（施設能力133,600m ³ /日）が稼動し一部構成団体へ給水開始
昭和56年4月	全構成団体へ給水開始
昭和58年3月	第二期施設（施設能力267,100m ³ /日）が完成
昭和63年3月	第三期施設（施設能力400,700m ³ /日）が完成
平成7年7月	第四期施設（施設能力534,200m ³ /日）が完成

2-3 これまでの施策

平成3年に国において策定された「21世紀に向けた水道整備の長期目標」（通称「ふれっしゅ水道計画」）を踏まえ、企業団では「量の確保」「質の充実」「ライフラインの機能強化」の3本の柱を重点施策として掲げ事業を推進してきた。

2-3-1 量の確保（ゆとりある安定した水道）

増嵩する水需要に対し、ゆとりある安定した水道を実現するため、量の確保を図るべく「必要水源の確保」に積極的に取り組んできた。

また、安定給水能力の向上を図る新規給水地点増設に係る施設整備を含め、計画的に「創設事業」を実施してきた結果、平成12年度に当該事業は完了した。

2-3-2 質の充実（信頼できる安全な水）

安全な水道用水を供給することを目途に、トリハロメタンの低減化対策として「中間塩素処理」への移行及び「残留塩素濃度の低減化」の実施、原水水質の異常に対して迅速な対応を図るため「粉末活性炭設備」の改良、クリプトスポリジウム対策に伴う濁度管理の徹底を図るため「pH調整設備整備」の整備等を実施するとともに、水質監視機能を強化するため、水質センターを設立し「水質検査体制の充実及び水質検査機器の整備」を行ってきた。

また、様々な水質問題の現状を踏まえつつ、今後強化が見込まれる水質基準に対応するため「高度浄水処理大規模プラント実験」を実施し、高度浄水処理に係る技術的な検討を進めている。

2-3-3 ライフラインの機能強化（強い水道）

地震等の災害に強い水道施設の整備を図るため、送水管流山関宿線に有効容量10,000m³の「中里調整池」を建設するとともに、送水管流山柏線と流山我孫子線を全長約9.5km、口径900mmで連絡する「送水管路ループ化」事業を実施している。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を教訓とした既存施設に対する施設の補強を図るべく「耐震化事業」を計画的に実施している。

併せて、地震災害時においても迅速な対応を図るため、震災応急対策マニュアルの整備を行い、施設整備のハード面と体制整備のソフト面の充実を図ってきた。

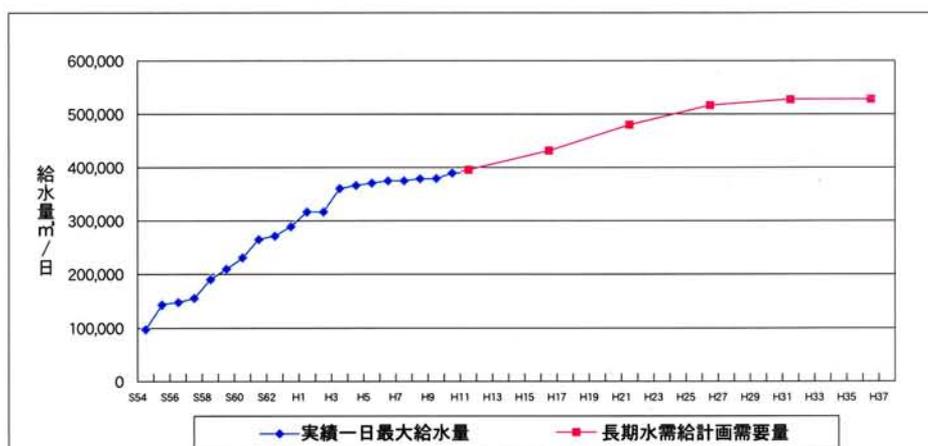
第3章 北千葉広域水道の現状と課題

3-1 水需要の動向

昭和54年に給水を開始して以来、構成団体の水需要は概ね順調に増加の一途を辿ってきた。しかしながら近年では、給水人口は引き続き増加傾向にあるものの、節水意識の定着やライフスタイルの変化等を反映して生活用一人一日使用水量（生活用原単位）は減少傾向にあり、その結果一日平均及び一日最大給水量は概ね横這いとなっている。

一方、将来水需要に係る推計によれば、今後の水需要については穏やかな増加基調で推移し、平成30年頃に計画一日最大給水量（534,200m³/日）に達するものと見込まれている。

一日最大給水量実績と長期水需給計画



3-2 水源

計画一日最大給水量に必要な水源に対し、現在未確保となっている水源量 (0.602m³/秒) については、次期「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(通称フルプラン)の中で確保すべく国及び県と協議を進めてきた。

一方、企業団の確保水源である思川開発事業については、公共事業の見直しに伴い事業規模の縮小が決定した。加えて、新規水資源開発施設である平川ダム及び川古ダムの建設についても中止が決定したことから、今後の水源確保については極めて不透明かつ厳しい状況にあるが、次期フルプランで確保すべく関係機関に働きかけているところである。

奈良俣ダム



単位：m³/秒

計画水源量	水源内訳			
6.647	手当済水源量 5.298	奈良俣ダム	完成 (H10)	0.200 (3%)
		北千葉導水路	完成 (H11)	4.320 (65%)
		八ツ場ダム	建設中 (H22)	0.350 (5%)
		戸倉ダム	建設中 (H20)	0.115 (2%)
		思川開発	建設中 (H22)	0.313 (5%)
	未手当水源量 1.349	未定		1.349 (20%)

3-3 水質

原水水質状況は、企業団発足以降悪化の傾向にあったが、近年は概ね横這いの状況にある。しかし湧水や上流に位置する河川流入排水の影響により一時的な水質悪化が見られ、不安定な要素を抱えている。

このような中、かび臭、トリハロメタン、陰イオン界面活性剤、クリプトスポリジウム等の諸課題に対し、中間塩素処理、粉末活性炭処理、pH調整処理等により対応してきたが、平成15年頃には水質基準の改正強化が予定されているなど、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれるため、今後の水源水質の状況や水処理技術の動向等を踏まえながら、状況の変化に的確に対応する必要がある。

3-4 施設

3-4-1 施設の老朽化

昭和54年に稼動した第1期施設及び昭和58年に稼動した第2期施設については、電気、機械設備等を中心に老朽化が進み、機器本体の安定性、修繕用部品調達等に問題が生じつつあることから、こうした施設の更新が必要となってきた。

北千葉浄水場



3-4-2 施設能力

施設の新設に当たっては、計画一日最大取水量を処理するための浄水システムについて、昭和40年代後半の原水水質に基づいて施設建設に係る基本計画が決定されたが、その後の水質変動や水質基準の強化等に対応するため、これまで中間塩素処理への移行、粉末活性炭処理の強化、pH調整設備の整備等を実施してきた。

一方、平成15年頃には更なる水質基準の強化が予定されているなど、浄水システムを取り巻く状況は一段と厳しくなるものと見込まれることから、これらに対して的確に対応するため、水源水質の状況及び水処理技術の動向等を踏まえつつ施設能力の改善について検討する必要がある。

3-4-3 動力

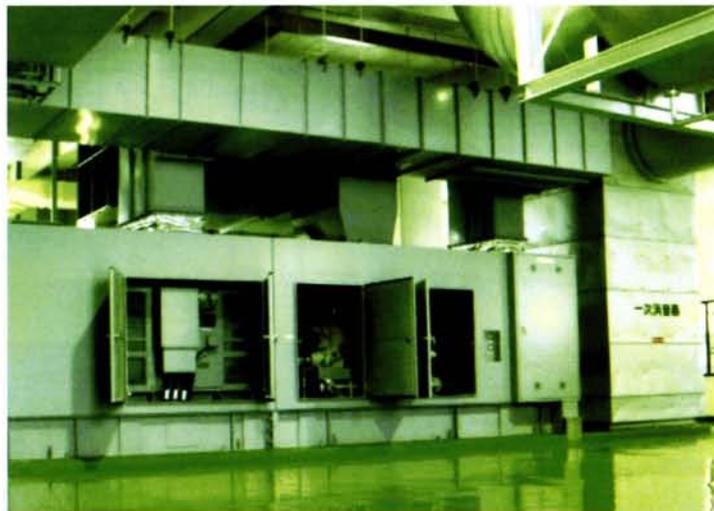
企業団の取水場及び浄水場の動力は、ともに電力会社から電力の供給を受けており、取水場については常用・予備の2回線、浄水場については並行2回線受電となっている。

これまで停電による取水停止及び送水停止の事故が発生しているが、このうち取水場における停電件数が多数を占める状況となっている。

また、取・浄水場においては非常用電力として、それぞれ4分の1の施設を稼働させるための自家用発電設備を設置し、連続12時間分の燃料を貯留しているが、停電が長時間に及んだ場合には断・減水という事態も生じかねない。

このため、取水場の安定した動力の確保を中心に、浄水場の動力の安定確保及び非常用電力のあり方を含め、総合的に動力に係る検討を行う必要がある。

千葉浄水場自家用発電機
(ガスタービン 4,000KVA)



3-4-4 管路

企業団の管路は導・送水管を含めて延長約110kmに及び、近年布設したループ管路及び新規受水槽への支線管路を除き、その大半が昭和55年までに布設したもので、液状化等に対する補強等について検討する必要がある。

また、管路については近年水道水質問題としてクローズアップされたクリプトスポリジウム汚染問題等に鑑み、排水設備能力の増強等を図る必要があるとともに、管路の破断事故等への対応を含めた施設管理のあり方及び改良等について具体的な対応策を検討する必要がある。

一方、これまで地震災害や管路事故等へのバックアップ機能を強化すべく送水管路のループ化及び中里調整池設置等を実施してきているが、より安定した水道用水の供給を図るため、維持管理体制の強化を図るとともに、緊急時における他事業体との相互応援給水の体制整備や導水管路及び送水管路の耐震性を考慮した管路の複線化等の検討等、より充実したハード、ソフトの両面に亘るバックアップ体制を確立する必要がある。

系統別管路延長

単位：km

導水管	関宿線	我孫子線	柏線	習・八線	ループ1期	県水共有線	計
5.0	29.9	15.6	29.8	12.4	4.4	12.2	109.3

ループ化事業による手賀大橋添架管

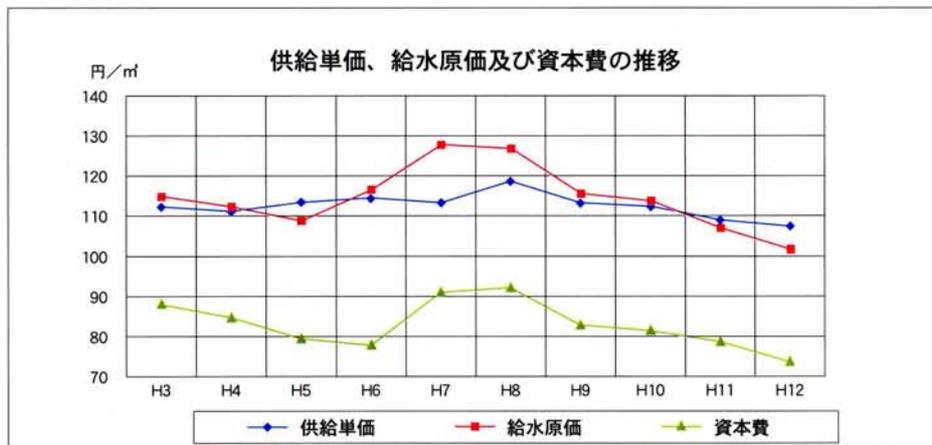


3-5 経営の状況

企業団の経営状況は、堅調な水需要の増加に支えられ、それに合わせた計画的な施設整備や一般会計からの出資・繰出し制度の導入等を基とした適正な給水収益を得ることによって概ね順調に推移してきた。

しかし、平成12年度の給水原価において未だその7割を資本費が占める状況にあり、今後償還のピークを迎える巨額な企業債未償還残高や、未負担の水源費、水質基準の強化を見越した質の充実に対応する施策等々の要因を勘案すると、先々の資金需要をにらみながら今後の施設投資には借入金をできるだけ少なくするなどの適切な資金管理が必要である。

更には、今後見込まれる老朽化施設の大規模更新等を踏まえつつ水道用水供給の使命を全うするための諸施策を適時適切に講じていく必要があり、社会経済情勢や地方財政の状況を見極めながら、経営の健全性の確保と給水料金の安定を図る必要がある。



第4章 水道用水供給事業を取り巻く社会的潮流

4-1 水道水の一層の安全性が求められる時代

水道水におけるトリハロメタンやクリプトスポリジウム、環境ホルモン等様々な水質問題がクローズアップされている中、水道の質的安全性に対する利用者の関心が高まりを見せている。また、浄水器の使用が急速に広まるなど、利用者が水道に対する不安感を抱いていることも否めない状況にある。

このような状況を踏まえ、水道水の安全性の確保に万全を期すとともに、水源から給水地点、ひいては区域住民の蛇口までの総合的な水質管理体制を確立し、水道水の安全性の確保及び信頼性の向上を図る必要がある。

4-2 危機管理が求められる時代

水道の高普及時代にあっては、「いつでもどこでも水道を利用できる」ことが至極一般的な状況となっている反面、ひとたび災害や事故等により水道が停止した場合には、先の阪神・淡路大震災の例からも明らかなように通常の社会生活に致命的な打撃を与えることになる。このため、水道水を安定して供給することへの利用者の要求は極めて高く、加えて緊急時の危機管理能力が問われている。

このような状況を踏まえ、地震災害や事故に対し、被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る対策を講じるとともに、早期復旧を図るための体制を確立する必要がある。

4-3 環境を大切に作る時代

近年では、水質や大気汚染・汚濁等の公害問題に加え、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊といった地球規模での環境問題が顕在化している。こうした問題に対し、化石燃料を主としたエネルギー消費を抑制するとともに、資源の再利用を促進することによって、環境への負荷をできる限り軽減することが求められている。

このような状況を踏まえ、水道事業においても効率のよい水道システムを構築することにより消費エネルギーを抑制するとともに、浄水処理工程における薬品の削減、浄水場発生土の有効利用等を進めるなど、環境への負荷を極力低減する措置を講じる必要がある。

4-4 規制緩和、地方分権の進展等に伴い、透明性と自己責任が求められる時代

我が国は、様々な面で国際的に開かれ自己責任の原則に立った自由な経済活動を基調とする社会の形成が求められている。また、国の権限の地方への移管が進むなど、規制緩和及び地方分権は大きな社会的潮流となっている。この流れを受けて、平成12年4月1日に施行された水道施設基準（厚生省令）では、水道事業者の自由裁量が大幅に認められる一方でその説明責任が求められることとなった。

このような状況を踏まえ、今後の事業展開に当たっては、費用対効果等を指標とした事業内容の精査や給水料金への影響の把握、また客観的な事業評価制度の確立等が不可欠である。加えてこれらの情報の公開に積極的に取り組む必要がある。

4-5 コスト意識の徹底及び経営の効率化が求められる時代

水道事業は、水道料金による独立採算性を基本とした公営企業として、常に経済性の発揮が求められてきた。しかし、規制緩和による各分野における価格競争に拍車がかかる中、公共料金においてもその妥当性が問われており、水道事業もその例外ではない。加えて近年の水需要は、節水意識の定着やライフスタイルの変化に加え、厳しい社会経済情勢を反映してその伸びが鈍化しており、今後についても大幅な需要の増加は見込めない。

このような中、今後発生する施設老朽化対策等の義務的経費の増加は明らかであり、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれる。

このような状況を踏まえ、事業経営の健全性を確保するとともに多様化する社会のニーズに的確に対応できるよう、コスト意識を高め、より一層の経営の効率化を図る必要がある。

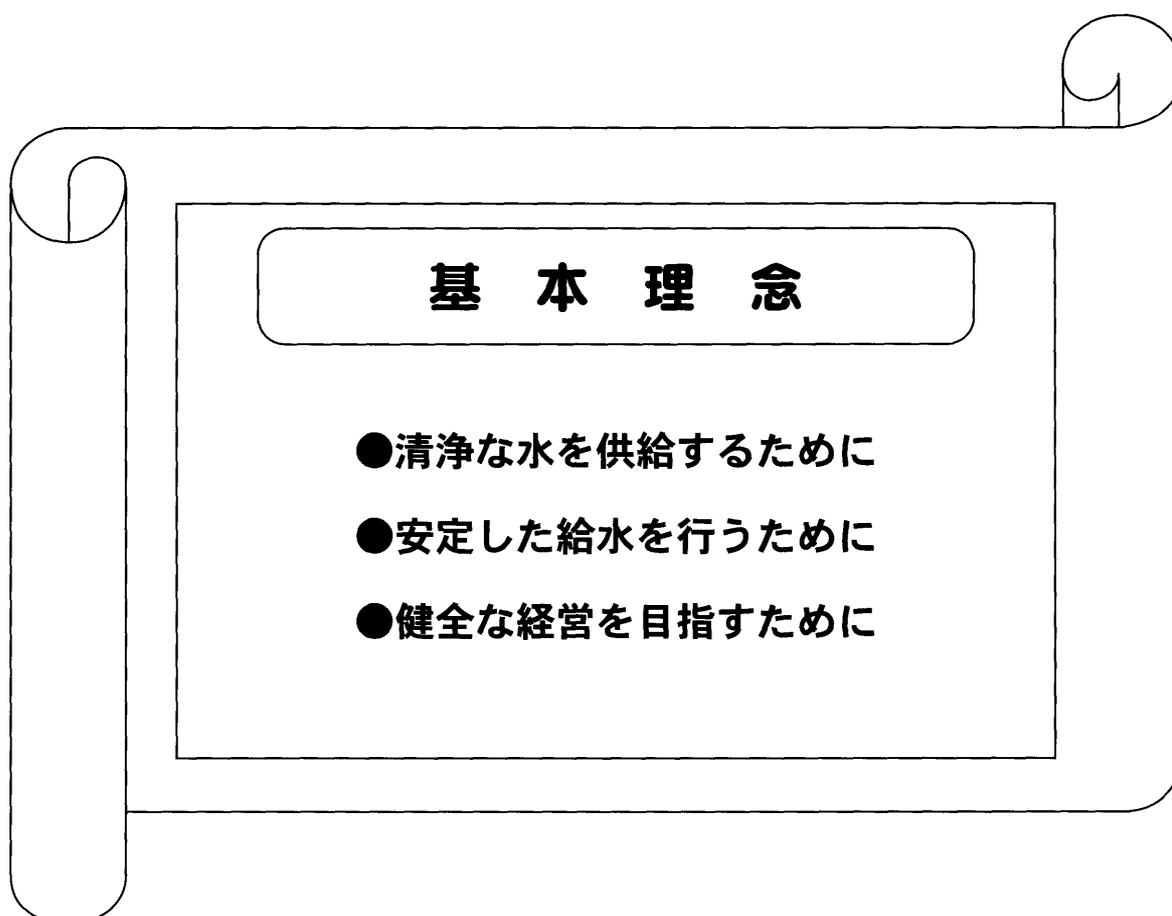
第5章 事業推進の基本理念

21世紀という新しい世紀を迎え企業団は、量の確保に重点を置く「建設の時代」から、質の充実を目指す「管理の時代」へ方向転換しようとしている。

水道は大きな自然の水循環の中に存在しているが、化石燃料の消費による地球温暖化、森林破壊、酸性雨等地球規模での環境破壊の警鐘が鳴らされており、近年では新しい規制物質への対応等、水道の置かれている状況は、解決しなければならない様々な課題が山積しているものと認識しなければならない。

これまで水道は「清浄」、「豊富」、「低廉」を目指し切磋琢磨してきたところであるが、今後はより以上の研鑽が望まれるとともに、これまで培ってきた経済・技術的資産を、世代を越えて引き継いでいかなければならず、これらの実現には計画的な事業運営が必要不可欠である。

そこで、北千葉広域水道企業団が将来に向けて、計画的な事業運営を実現するため基本的な理念を構築し、より安心して利用できる効率的な水道を目指すことにより、信頼される水道を築いていく必要がある。



第6章 基本方針及び内容

「北千葉水道新時代21」の基本理念である「清浄な水を供給するために」、「安定給水を行うために」、「健全な経営を目指すために」を推進するため、その方向性を明らかにするとともに具体化するための基本方針及びその内容を以下のとおりとする。

6-1 基本理念1 清浄な水を供給するために

6-1-1 基本方針(1) 水の安全性の確保

様々な水質問題に的確に対応するとともに、水源からユーザーまでの総合的な水質管理体制を確立し、水道水の安全性の確保を図る。

○基本方針の内容

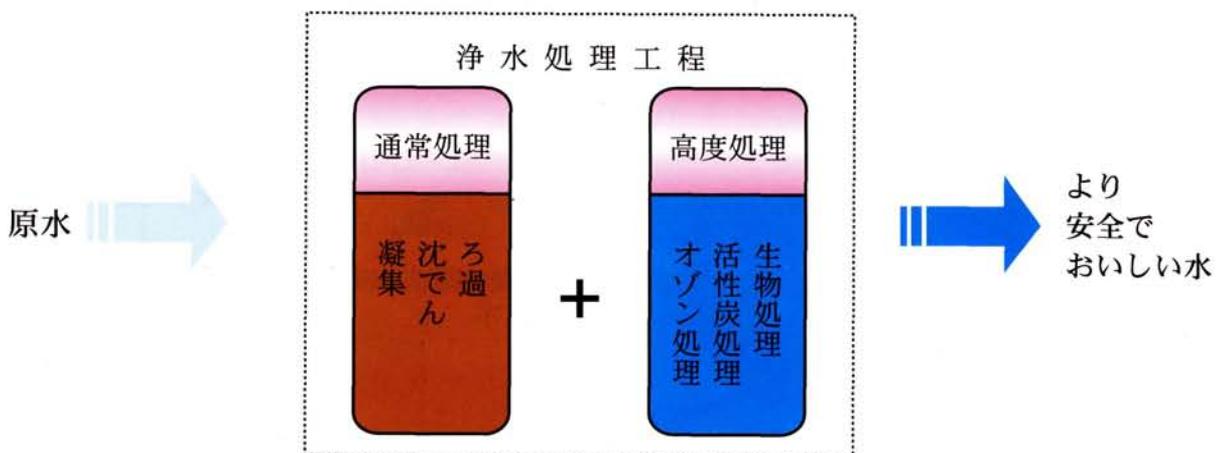
1 浄水技術向上への取り組み

多様化する水源水質問題に的確に対応するため、現有施設における浄水技術の改善はもとより、オゾン・活性炭による高度浄水処理や膜処理等について幅広い調査・研究を積極的に進める。

*具体的な取り組み

- ・浄水処理方法の改善
- ・高度浄水処理^①の研究

高度浄水処理概念図



① 高度浄水処理

通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン、合成洗剤等の除去を目的として、通常の処理に追加して行う処理で、代表的な方法としては、オゾン処理、活性炭処理、生物処理等がある。

2 浄水水質の管理強化

浄水水質の水質管理を徹底するため、水質検査体制の充実を図るとともに水質自動測定装置等を活用して水質監視体制を強化する。

*具体的な取り組み

- ・ 給水地点の水質監視の強化
- ・ 水質分析における精度管理の強化
- ・ 広域的水質管理の促進

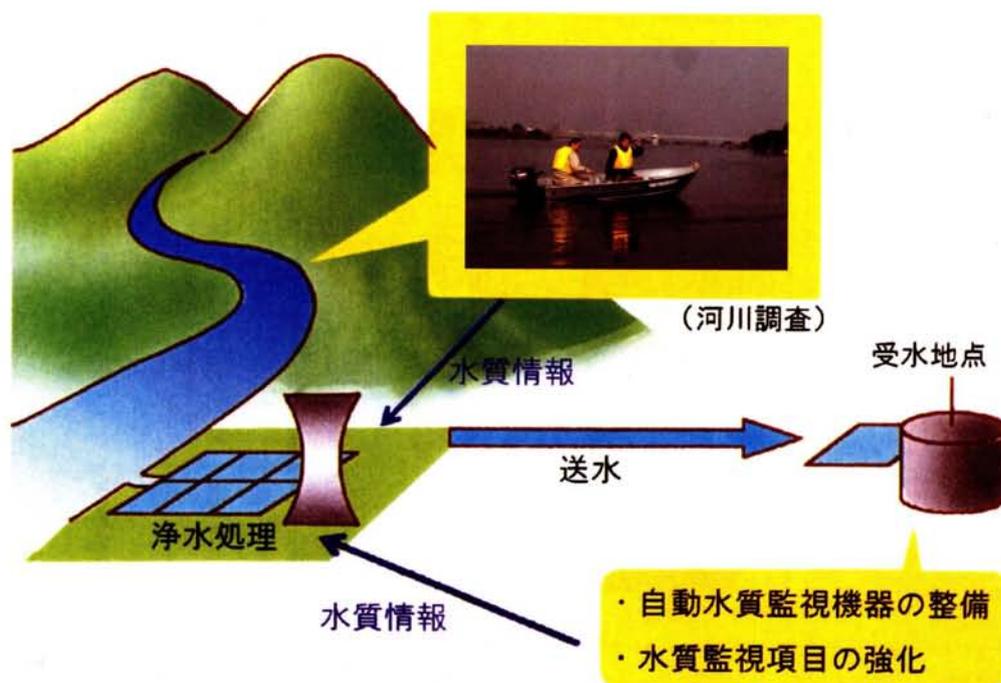
3 原水水質監視機能強化

原水水質事故に的確に対応するため、水源水質監視機能の充実を図るとともに緊急時における体制を強化する。

*具体的な取り組み

- ・ 原水水質監視の強化
- ・ 水質事故への対応強化

水質監視強化概念図



6-1-2 基本方針（2）環境への配慮

事業の運営において、環境に対する負荷を極力抑制するとともに、資源の有効利用を推進する。

○基本方針の内容

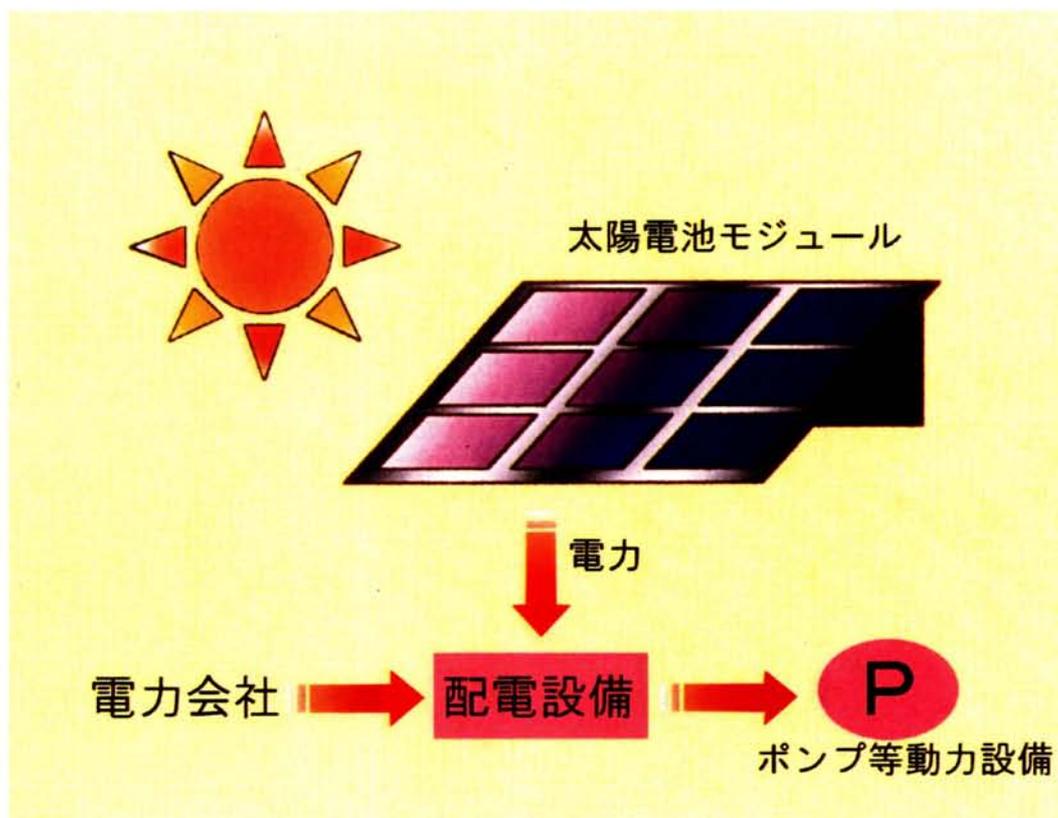
1 環境に配慮した事業運営

地球環境に優しい代替エネルギーの利用、省エネルギー対策に積極的に取り組むとともに、浄水場発生土の有効活用を推進する。

*具体的な取り組み

- ・代替動力源の研究
- ・省エネルギーへの取り組み
- ・浄水場発生土の有効活用
- ・低公害車の導入
- ・ISOの取得に向けた検討

太陽光発電の概念図



6-2 基本理念2 安定した給水を行うために

6-2-1 基本方針(3) 量の確保

安定した給水を行うため、必要な水源を確保するとともに、諸施設の適正な維持管理に努める。また、運用面での弾力的な水融通を図るための調査・研究を行う。

○基本方針の内容

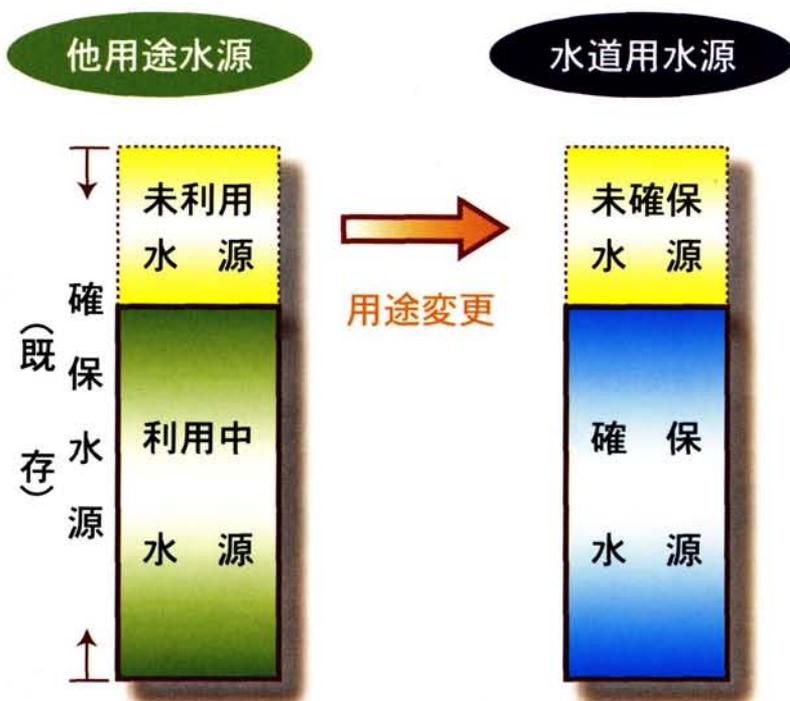
1 水源の確保

今後逡増する水需要に対し、水資源開発事業への参画や既存水源の有効利用等幅広い視点から水源の確保を図るとともに、水利権の早期安定化に向けて積極的に取り組む。

*具体的な取り組み

・既存水源の有効活用

既存水源の有効利用概念図



2 構成団体との連携強化

限られた水資源を有効に活用するため、水需要の実態に即した柔軟な水融通の促進が図れるよう諸制度・体系について調査・研究する。

*具体的な取り組み

・弾力的な供給体制の整備

3 施設の更新・改良

今後老朽化する施設に対し、費用の平準化に留意しつつ計画的かつ適正な更新・改良を実施するとともに、安定した給水を図るため施設の機能強化に取り組む。

*具体的な取り組み

・計画的な施設更新
・現有施設の機能強化

4 施設管理体制の強化

施設の老朽化に適切に対応するため、効率的・効果的な維持管理を実施するとともに、点検等の充実を図り安定した施設の運用を図る。

*具体的な取り組み

・運転・維持管理体制の強化
・施設点検の充実

6-2-2 基本方針（4）ライフライン機能の強化

地震等の災害や事故発生時に、市民のライフラインとしての役割を果たせる機能を確保するとともに、迅速な対応が図れる組織体制を強化し、強い水道システムを構築する。

○基本方針の内容

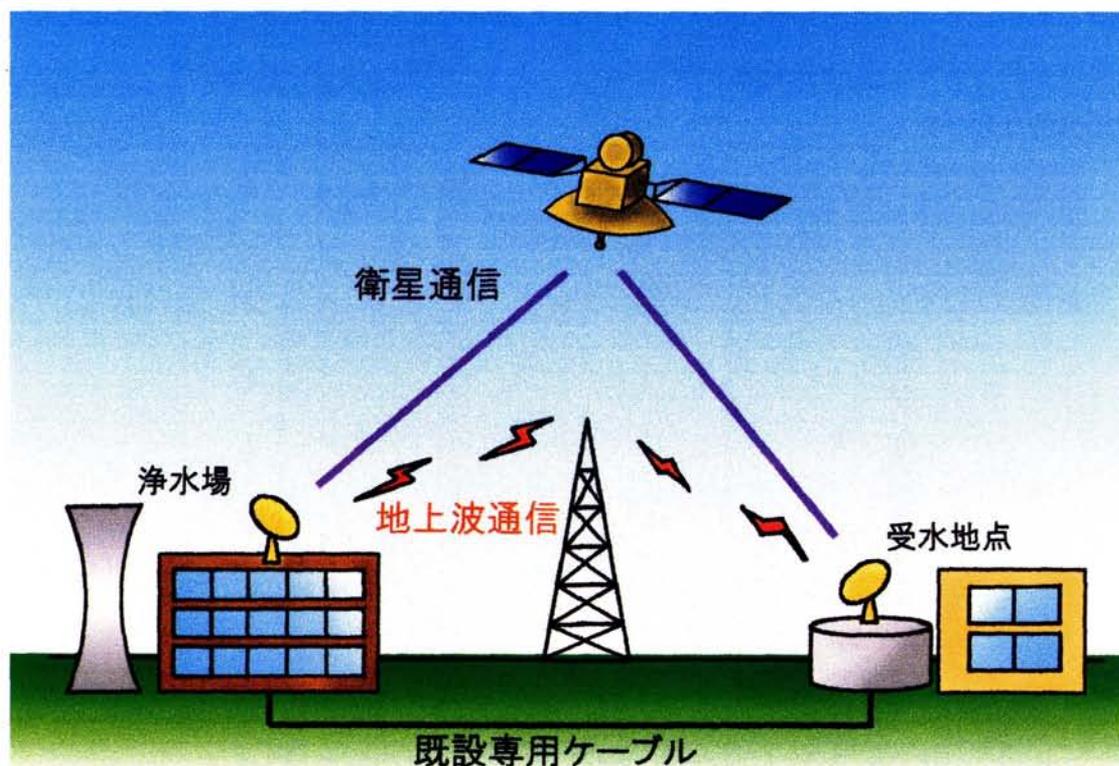
1 バックアップ機能の強化

平常時及び緊急時のバックアップ機能を強化するため、動力設備の強化、導・送水管路の二重化、ループ化、貯留能力の増強、構成団体及び給水地点との通信機能強化等について検討する。

*具体的な取り組み

- ・ 動力設備の強化
- ・ 管路の多系統化
- ・ 通信網の整備
- ・ 貯留機能の強化

通信網の整備概念図



2 震災対策の推進

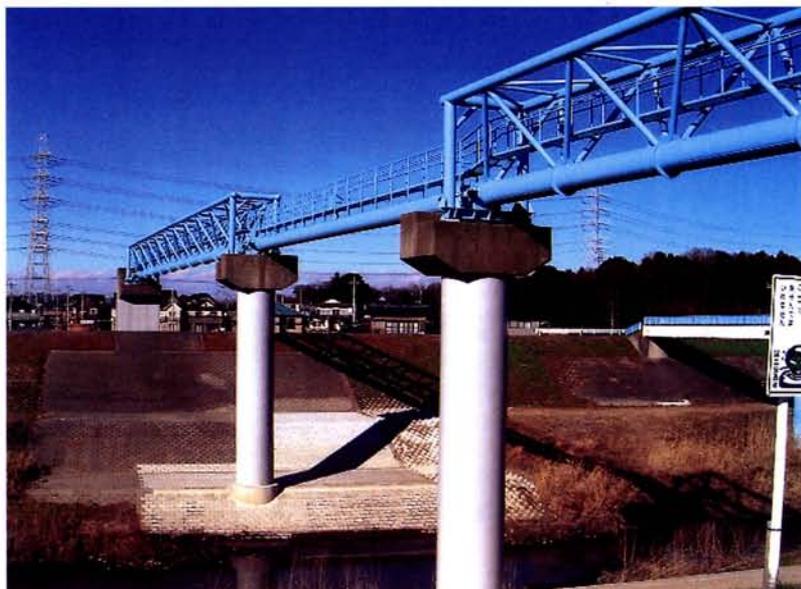
地震災害時において、その影響を極力軽減するため施設の耐震化を図るとともに、地震災害発生時に速やかな復旧が図れるよう応急体制を強化する。

* 具体的な取り組み

- ・ 施設の耐震化
- ・ 応急体制の強化

施設の耐震化

(利根運河水管橋耐震化実施例)



6-3 基本理念3 健全な経営を目指すために

6-3-1 基本方針（5）業務改善の推進

諸施策の実施に当たっては、公営企業として常に経済性を発揮するため業務の効率化を進め、経営の健全化に努める。

○基本方針の内容

1 計画的な経営の推進

*具体的な取り組み

- ・ 経営に関する中長期的計画の策定、経営目標の明示
- ・ 経営内容等業務状況の適正な公表
- ・ 経営分析の強化、経営効率化等の計画の推進
- ・ 資産の有効活用

2 効率的な経営体制の整備

*具体的な取り組み

- ・ 業務処理体制の見直し、計画的な定員管理
- ・ 経営効率化推進体制の整備、経営効率化の推進状況の点検及び着実な実施
- ・ 監査体制の整備、監査内容の充実

3 財務の適正化、経営基盤の強化

*具体的な取り組み

- ・ 業務及び組織の活性化、人材の育成
- ・ 国等関係機関との調整を密にすることによる経営基盤の強化
- ・ 維持管理費の削減によるコストの低減
- ・ 安全かつ効率的な資金管理

4 建設投資の適切な実施

*具体的な取り組み

- ・施設整備に係る適正な財源確保
- ・公共工事のコスト縮減
- ・契約手続等の見直し等公平性、競争性を高めるための業務改善

6-3-2 基本方針（6）情報の公開

規制緩和及び地方分権の進展等を踏まえ、総合的な情報の公開に取り組む。

○基本方針の内容

1 情報公開の推進

*具体的な取り組み

- ・情報の公開に向けた関係規程等の整備
- ・アカウントビリティに配慮した情報の公開
- ・インターネット等の各種広報媒体を活用した情報提供

北千葉水道新時代21の体系

